明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○郵便法施行規則の一部を改正する省令（総務六三）　一
○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六四）　二
〔告　示〕
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（財務・経済産業・環境一）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一一七三～一一九六）　三
○生産情報公表農産物の日本農林規格の一部を改正する件（同一一九七）　五
○生産情報公表農産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一九八）　五
○生産情報公表農産物についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一一九九）　五
○生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同一二〇〇）　五
○特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正する件（経済産業・環境六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一八八）　六
○道路に関する件（中部地方整備局六四）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣府　法務省　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
法　務
公証人任免（法務省）　八
〔公　告〕　八
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他

省令

○総務省令第六十三号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十三日

総務大臣　松本　剛明

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定形郵便物の料金の上限）	（定形郵便物の料金の上限）
第二十三条　法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、百十円とする。	**第二十三条**　法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十四号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十三日

総務大臣　松本　剛明

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）	（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）
第二十三条　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、百十円とする。	**第二十三条**　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。